

松江市子ども計画 修正箇所まとめ

○全体

- ・「こども」表記と、法令や計画名・事業名等による「子ども」表記の整理
- ・「母子保健計画」⇒成育基本法施行令の一部の改正および母子保健計画策定指針通知の廃止に伴い「成育医療等に関する計画」に変更(p.2)
- ・基本方針①②③の構成変更。「みんな大切みんな幸せ」をはじめにもってくる
 - ①みんな大切みんな幸せ（個人が尊重され活躍できる機会の充実）
 - ②生まれる前からおとなになるまで（ライフステージに応じた切れ目ない支援）
 - ③誰ひとり取り残さない（個別のニーズに応じたきめ細かい支援）
 ⇒県子ども計画素案を勘案。こどもの権利を尊重した社会づくりがベースとの考え方
- ・「幼稚園・保育所・こども園等」を表す言葉を「各幼児教育・保育施設」に統一
- ・「施策」覧の表記を、事業名等固有名詞のみだった箇所は、分かりやすい表現に修正

○基本方針①（みんな大切みんな幸せ）

- ・（１）①に「こどもの権利についての普及啓発」について追加(p.36)

○基本方針②（生まれる前からおとなになるまで）

A 妊娠期～幼児期

- ・（２）②に「乳児等通園支援事業の実施に向けた体制の確保」について追加(p.48)
- ・（２）③に「松江市幼児教育こどもまんなかビジョンの推進」について追加(p.49)
- ・（２）④「学びの基礎力の育成」において、架け橋期カリキュラムについて追加(p.50)

B 学童期・思春期

- ・基本的施策（１）「確かな学力の定着」⇒「学校における学びの充実」に変更(p.5&p.52)
⇒県を勘案。学力に限らず、学校内での多面的な学びについて盛り込んでいるため
- ・（１）①および（４）②の「きめ細やかな児童生徒への指導と支援」において、フリースクール等についての情報提供について追加(p.53&p.58)
- ・（４）④「高校中退の予防、高校中退後の支援」について項目を削除(p.58)
⇒県を勘案。

C 青年期

- ・(3) ③「ひきこもり対策の推進」において、ひきこもりの方の社会参加を後押しすることについて追加(p.62)

D 子育て当事者への支援

- ・(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減において、内容を整理し構成を変更(p.64)

①子育てに関する経済的負担の軽減

②就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減

③就学に伴う経済的支援

- ・(1) ①子育てに関する経済的負担の軽減において、児童手当や出産子育て応援給付金、ひとり親家庭への給付、障がいのあるこどもがいる家庭への給付を追加(p.64)
- ・(3) ③保護者の就労支援を削除(p.73)
- ・(4) ひとり親家庭への自立支援について内容を整理し構成を変更(p.74)

①子育て・生活支援

②経済的支援

③就業支援

④養育費の確保

とし、⑤各機関、他自治体との連携を削除（内容としては①に包括）

- ・(4) ②「経済的支援」において、高校通学のための費用助成や母子父子福祉資金の貸付について追加(p.74)
- ・(4) ③「就業支援」において、母子・父子自立支援プログラムについてや、資格取得、技能習得支援のための給付金について追加(p.74)

○基本の方針③（誰ひとり取り残さない）

- ・(1) ①において「ひとり親家庭への総合相談」を追加(p.78)
- ・(1) ③において「ひとり親家庭への福祉金貸付」を追加（2 D(1)③の再掲）(p.80)
- ・(6) ②「小児医療から成人医療への円滑な移行に向けた支援」について項目を削除(p.91)
⇒県を勘案。